

市民後見推進事業の概要

市区町名	津別町
------	-----

事業区分	(1) 市民後見人養成のための研修の実施
委託先及び委託内容	<p>全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <hr/> <p>委託先名：社会福祉法人津別町社会福祉協議会</p> <hr/> <p>委託内容：市民後見人フォローアップ研修の開催</p>
事業内容	<p>【研修の名称】 平成 26 年度 市民後見人フォローアップ研修</p> <p>【研修対象者】 津別町市民後見人養成講座を修了したもの</p> <p>【研修日程・内容】 第 1 回 平成 26 年 11 月 12 日 13 時 30 分～16 時 20 分 成年後見・任意後見制度の復習、申立演習 第 2 回 平成 27 年 1 月 28 日 10 時 30 分～14 時 30 分 対人援助・認知症高齢者に対する理解 第 3 回 平成 27 年 3 月 3 日 14 時 00 分～16 時 00 分 調整中</p> <p>【講師】 ・ 東京大学政策ビジョン研究センター特任専門職員</p>
事業スケジュール (予定を含む)	上記【研修日程・内容】に記載のとおり。
備考	

市民後見推進事業の概要

市区町名	津別町
------	-----

事業区分	(2) 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
委託先及び委託内容	<p>全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>委託先名：社会福祉法人津別町社会福祉協議会</p> <p>委託内容：あんしん生活サポートセンターの運営</p>
事業内容	<p>【後見実施機関設置検討委員会】 後見実施機関を立ち上げるため、近隣市町に在住する弁護士、司法書士、社会福祉士と、すでに活動している市民後見人に参加してもらい検討会を行う。検討内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 後見実施機関の委託先について ・ 後見実施機関の役割について ・ 市民後見人の支援体制、活動の形態について ・ 今後の活動について（市民後見人養成、普及啓発事業等について） <p>【後見実施機関先進地視察】 道内にて先駆的に取り組んでいる機関へ、役場保健福祉課・包括・社協職員が視察にうかがい、津別町での実施機関立ち上げの参考とする。（本別町、帯広市へ視察訪問）</p> <p>【後見実施機関「あんしん生活サポートセンター」の運営】 町が実施主体となる後見実施機関「あんしん生活サポートセンター」を設置し、運営（成年後見制度等の権利擁護相談支援・普及啓発、市民後見人の活動支援、専門職等関係機関・団体等の連携等）を社会福祉協議会に委託する。（別紙条例及び運営協議会設置要綱を参照） 関係職員の研修参加機会も確保し、市民後見人が継続的に活動できる体制を整備する。</p>
事業スケジュール （予定を含む）	<p>【後見実施機関設置検討委員会】</p> <p>1 回目：平成 26 年 7 月 23 日 2 回目：平成 26 年 8 月 19 日 3 回目：平成 26 年 10 月 3 日</p> <p>【後見実施機関「あんしん生活サポートセンター】 開所式：平成 26 年 10 月 21 日実施</p>
備考	

市民後見推進事業の概要

市区町名	津別町
------	-----

事業区分	(3) 市民後見人の適正な活動のための支援
委託先及び委託内容	<p>全部委託 ・ <u>一部委託</u> ・ 委託なし</p> <p>委託先名：社会福祉法人津別町社会福祉協議会</p> <p>委託内容：市民後見人の活動支援</p>
事業内容	<p>【地域づくりフォーラム「知って安心！聞いて納得！私たちの成年後見制度」の開催】</p> <p>地域住民に対し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護における取組みや制度について普及啓発 ・ 権利擁護支援の実施機関「あんしん生活サポートセンター」の窓口周知を行い、権利擁護に関する相談体制の強化を目的とする。 <p>○講談「知って安心！聞いて納得！私たちの成年後見制度」 講師 講談師 神田 織音 氏</p> <p>○パネルディスカッション「私たちのまちで生きる、成年後見！」 座長 東京大学政策ビジョン研究センター特任専門職員 パネリスト 釧路市、本別町、津別町から</p> <p>○出席者 121名</p> <p>【パンフレット作成による権利擁護体制の周知】</p> <p>事業に関するパンフレットを作成し、市民後見人の活動やあんしん生活サポートセンターの活動が住民に適切に周知する。</p> <p>【市民後見人の活動支援】</p> <p>相続や消費者問題、困難事例等については、弁護士や司法書士等の専門職、さらには在宅支援の専門職との連携により、適切な支援が展開できるよう、事例検討やケース会議の場を設定し、関わる支援者がチームとして継続的に支援できるよう体制を構築する。</p> <p>検討会等開催回数：2月1日時点で未実施。今後随時実施予定。</p>
事業スケジュール (予定を含む)	<p>【地域づくりフォーラム】</p> <p>○開催日 平成 26 年 10 月 25 日 (土) 午後 1 時 30 分～4 時 00 分</p> <p>○開催場所 津別町町民会館</p>
備考	

市民後見推進事業の概要

市区町名	津別町
------	-----

事業区分	(4) その他、市民後見人の活動の推進に関する事業
委託先及び委託内容	<p>全部委託 ・ <u>部委託</u> ・ 委託なし</p> <p>委託先名：社会福祉法人津別町社会福祉協議会</p> <p>委託内容：他機関、他制度との連携推進</p>
事業内容	<p>【他機関、他制度との連携推進】</p> <p>介護サービスや地域の見守り活動、日常生活自立支援事業、成年後見制度が連動し、一体的に取り組むことができるよう、地域包括支援センターと社会福祉協議会等が連携を図り、在宅生活を望む地域住民がその希望を叶えられるよう体制を整備する。</p> <p>具体的には、都度個別相談に対して連携を図り、相談対応にあたっていく。</p>
事業スケジュール (予定を含む)	
備考	

○津別町あんしん生活サポートセンター設置条例

(平成26年9月24日条例第23号)

(設置)

第1条 この条例は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条の2に基づき、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等判断能力が十分でない者が成年後見制度等を的確に利用できるよう支援を行い、これらの者の権利を尊重し擁護することにより地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度等の利用促進を図ることを目的とし、津別町あんしん生活サポートセンター(以下「センター」という。)を設置する。

(事業内容)

第2条 センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 成年後見制度等に関する相談及び利用支援
- (2) 成年後見制度等に関する広報及び啓発
- (3) 市民後見人の養成及び実務等研修の実施
- (4) 市民後見人候補者の登録、受任調整及び市民後見人への活動支援
- (5) 成年後見制度等に関する関係機関等との連携
- (6) その他センターの運営に関し必要な事業

(対象者)

第3条 本条例に基づく事業の対象者は、町内に住所を有する者及びその関係者とする。

(事業の実施)

第4条 この事業は、津別町を実施主体として、津別町の委託により社会福祉法人津別町社会福祉協議会が実施するものとする。

(秘密の保持)

第5条 センターの職務に従事する者又はこれらの職にあった者は、利用者及び利用者の家族の個人情報保護に万全を期するものとし、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(運営協議会の設置)

第 6 条 センターの後見事務の助言指導を行い、適正な後見事務を担保するため、津別町あんしん生活サポートセンター運営協議会を設置する。

(その他)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

○津別町あんしん生活サポートセンター運営協議会設置要綱
(平成26年9月24日告示第87号)

(設置)

第1条 この要綱は、津別町あんしん生活サポートセンター設置条例(平成26年条例第23号)第6条の規定に基づき、津別町あんしん生活サポートセンター運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 津別町あんしん生活サポートセンター(以下「センター」という。)の後見事務の助言指導
- (2) 市民後見人の後見事務実施状況
- (3) 被後見人等からの苦情申立等への対応
- (4) 関係機関等からの苦情等への対応
- (5) 地域における後見に関する調査への助言

(委員)

第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、8名以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 弁護士
- (3) 司法書士
- (4) 社会福祉士
- (5) 前各号に掲げる者のほか、センターの公正及び中立性を確保するために町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1名置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長の指名により選出する。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、最初の会議は町長が招集する。

(議事)

第7条 会議の議長は、会長とする。

- 2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、個人情報の保護に万全に期するものとし、協議会で知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

地域づくりリフォーラム

～知って安心！聞いて納得！

私たちの成年後見制度～



とき：平成26年10月25日（土）
午後1時30分～4時00分

ところ：津別町町民会館 1階大会議室

- 主催／津別町
- 共催／津別町社会福祉協議会
- 後援／津別町自治会連合会、津別町民生委員児童委員協議会
津別町老人クラブ連合会、NPO法人津別町手をつなぐ育成会
NPO法人北海道でてこいランド、精神障がい者家族会ひまわり会

＊ ＊ 講談師・座長・パネリストの紹介 ＊ ＊

【講 談】



講談師

かんだ おりね

神田 織音 氏

高校時代から芝居の勉強を始める。その後役 10 年、芝居に携わっています。平成 11 年、神田香織氏に入門。平成 18 年に成年後見講談を発表し、平成 23 年に真打昇進。平成 25 年には「遺言・相続講談」も発表。「成年後見制度」を分かりやすく伝えるため、実話をもとに創作した講談を、全国各地で口演されています。成年後見制度の普及啓発以外にも、企業の PR や地域情報の発信を講談で行うなど、様々な形で口演されています。

【座 長】



東京大学政策ビジョン研究センター

特任専門職員

東 啓二 氏

1962 年、南富良野町出身。南富良野町役場では、平成 17 年から保健福祉課課長補佐。平成 25 年 3 月役場を退職後、同年 6 月より現職。南富良野町独自の権利擁護の推進のため行政の立場でその運営支援に取り組み、現在は道内にとどまらず、全国各地で市民後見人の養成やフォローアップ、後見実施機関の設置に向けた取り組みに活躍されています。

【パネリスト】

釧路市権利擁護成年後見センター

事務局長

井上 雅敬 氏

1969 生まれ。日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科卒。社会福祉士。平成 4 年釧路市社会福祉協議会入職。地域福祉課、在宅介護支援センターなどに携わったのち、平成 18 年に釧路市東部南地域包括支援センター配属。平成 21 年には同センター所長となり、平成 25 年より釧路市権利擁護成年後見センター事務局長として、釧路市の権利擁護推進に関わっています。

本別町総合ケアセンター

高齢者福祉担当 主査

木南 孝幸 氏

1972 生まれ。本別高校卒。平成 8 年に福祉課総合福祉推進準備室に配属となり、町の福祉基盤・介護保険制度運用の整備に携わる。平成 14 年には厚生労働省老健局総務課企画調整係へ出向し、翌年本別町総合ケアセンターに戻り、現在まで、本別町の地域福祉・高齢者福祉に関するさまざまな事業に携わっています。

津別町地域包括支援センター

主事（社会福祉士）

佐々木 祐也

1985 年生まれ。北海道教育大学旭川校生涯教育課程健康福祉コース卒。社会福祉士。平成 20 年津別町役場保健福祉課福祉担当に配属、平成 22 年地域包括支援センターに配属。地域包括支援センターでは、虐待対応や消費者被害、市民後見事業の推進など、権利擁護に関する相談支援・事業に携わっています。

